

見積公告（オープンカウンター用）

公募型見積合せ（オープンカウンター）による物品・役務調達について、以下のとおり公告します。

本調達に参加される方は、下記事項を十分御理解いただいたうえ、電子調達システムにより見積りを提出してください。

令和8年9月10日(木)

茨城県立鬼怒商業高等学校長

案件番号（名称）	084001660016401（遠隔授業(配信)用機材購入(鬼怒商)）	
調 達 の 内 容	調達品目内訳書のとおり	
同 等 品 の 可 否	可	同等品を希望する場合は、下記日時までに「同等品申請書」を持参、送付、FAX又は電子メールにより提出すること。 令和8年9月15日(火) PM 12:00
納 入 場 所	茨城県立鬼怒商業高等学校(茨城県結城市小森1513-2) 特別教室棟2階 第4パソコン室 ※エレベーターなし	
納期限(履行期限)	令和9年2月19日(金)	
参 加 要 件	(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。 (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (5) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。 (6) 茨城県内に本店を有すること。	
見積書受付締切日時	令和8年9月18日(金)	AM 9:50
開 札 日 時	令和8年9月18日(金)	AM 10:00
添 付 フ ァ イ ル	必要なし	
問 合 せ 先	担 当	茨城県立鬼怒商業高等学校 事務室 宮田 茨城県結城市小森1513-2
	電 話 番 号	0296-32-3322 『9』
	F A X 番 号	0296-33-6706
	電 子 メ ー ル	jimu@kinu-ch.ibk.ed.jp

注：紙見積を希望する場合は「紙入札（見積）方式参加承認願」を併せて提出願います。

調 達 品 目 内 訳 書

品 名		参考品	単位	数量	同等品 の可否	仕 様
1	遠隔授業(配信)用機材購入(鬼怒商)					
2	遠隔授業用機材購入					
3	ノートパソコン	A6BW5AKC8ETA (i7/16GB/512GBSSD) Dynabook B55/LA	台	1	可	ノートパソコン仕様書のとおり
4	27型ディスプレイ	LCD-CU273AS-F IO-DATA	台	1	可	モニタサイズ：27インチ 解像度：3840x2160以上 リフレッシュレート：60Hz以上 角度、高さ、左右、縦横の調節が可能 HDMIケーブルを含む
5	75型ディスプレイ	JN-IPS7500UHDR-U JAPANNEXT	台	1	可	モニタサイズ：75インチ以上 解像度：3840x2160以上 リフレッシュレート：60Hz以上 HDMI端子(3840x2160/60Hz対応)を有すること 音声出力端子(3.5mm)を有すること
6	上記スタンド	JN-3275-90JRF JAPANNEXT	台	1	可	上記ディスプレイに適合するもの 上記ディスプレイ設置時において最も高い部分を 1,800mm(教室のドア)以下に調整できること 設置するディスプレイの中心部分が高さ1,500mm程度以 上に調整できること ノートパソコン等を設置できる棚板を有すること 車輪を固定できるキャスター付であること 組み立て、ディスプレイ設置費用含む
7	Webカメラ	CAM520 Pro3 Aver	台	1	可	画質：1920x1080/60fps 以上 視野角(水平)：73° 程度以上 パン：±90° 以上 WDR(明るさバランス調整)機能を有すること リモコンによる操作が可能であり、リモコン付属である こと HDMI端子を有すること

品 名		参考品	単位	数量	同等品の可否	仕 様
8	ワイヤレスマイクシステム	UWP-D22 SONY	台	1	可	周波数：B帯 連続動作時間：約6時間以上（送信機・受信機ともに満たすこと） ハンドヘルドマイクロホン ※上記仕様を満たす送信機・受信機等であれば、セット製品に限らない。ただし、すべて同一メーカーとすること。
9	スピーカー	MM-SPL6BKN サンワサプライ	台	1	可	スピーカーチャンネル：2ch以上 有線（3.5mmステレオミニプラグ）であること BASS（低音）、TREBLE（高音）を個別調整可能なこと
10	書画カメラ	L-12G エルモ	台	1	可	画質：1920x1080/60fps 以上 HDMI出力1920x1080以上対応であること USBカメラ機能を有すること アーム及びカメラ部分が可動式であること オートフォーカス機能を有すること
11	液晶タブレット	Cintiq 16 DTK168K4C Wacom	台	1	可	表示サイズ：16インチ程度 解像度：1920x1080以上 応答速度：25ms以下 スタンド機能を有すること スタイラスペン（バッテリーレス）付属であること USB Type-Cケーブル付属であること
12	ビデオスイッチャー	ATEM Mini Pro ISO SWATEMMINIBPRISO	台	1	可	USBウェブカム（ウェブカメラ）出力機能を有すること HDMI出力端子を1つ以上有すること HDMI入力端子を4つ以上有すること 音声入力（マイク）端子（3.5mm）を有すること HDMI信号フォーマット：1080P/60Hz以上 ピクチャー・イン・ピクチャー機能を有すること マルチビュー機能を有すること 収録機能を有すること
13	HDMIケーブル	KM-HD20-P50 サンワサプライ	本	4	可	ケーブル長さ：5m以上 対応解像度：3840×2160/60Hz
14	単三充電電池	BK-3HCD/4H パナソニック	セット	2	可	充電式であること 容量：2500mAh以上 4本入り

品 名		参考品	単位	数量	同等品の可否	仕 様
15	充電器	BQ-CC85 パナソニック	セット	1	可	上記電池に適合するものであること 同時充電可能本数：4本以上 充電状態が分かる機能を有すること 過充電防止機能を有すること
16	タブレット端末	MH304J/A iPad 11インチ Wi-Fiモデル	台	1	否	Wi-Fiモデル ディスプレイサイズ：11インチ程度 メモリ：8GB以上 ストレージ容量：128GB以上 本体カラー：指定なし
17	タブレット用キーボード付ケース	Logitech COMBO TOUCH	個	1	可	上記タブレット端末に対応すること トラックパッドを有すること 角度調整可能なスタンドを有すること 両面を保護するケースであること
18	USBマルチハブ	A8365NA1 Anker	個	1	可	USB-Cポート×2、USB-Aポート×2、HDMI2.0ポート×1、1Gbps対応のイーサネットポート×1 以上を有すること
19	設定作業費用		式	1		開封、組立、初期起動を確認したうえで、遠隔授業に対応できるよう接続を行うこと。

ノートパソコン仕様書

1 数量 1 台

2 参考機種 Dynabook B55/LA A6BW5AKC8ETA

3 仕様等

項 目	機器の仕様等
OS	Windows 11 Pro (64bit)日本語であること。
CPU	第13世代 インテル Core i7 1355U相当以上であること。
メモリ	16GB以上であること。
ストレージ	SSDで容量512GB以上であること。
ディスプレイ	15.6インチFHD TFTカラーLED液晶 解像度1920×1080相当以上であること
接続・ネットワーク	・1000Base-T/100Base-TX/10Base-T インターフェイスを内蔵していること。 ・有線LAN ポートを有すること。 ・USB3.0以上 Type-A×2ポート、USB3.0以上 Type-C×1ポート以上を有すること。 ・HDMI端子を有すること。 ・マイク/ヘッドフォン端子を有すること。
キーボード	日本語キーボードであること。
ソフトウェア	Microsoft CSP Office LTSC Standard 2024 Edu
備考	OSのセットアップ、ウイルスバスタークラウド（学校所有ライセンス）及びMicrosoft Officeのインストールが済んだ状態で納品すること。
保証	検査終了後、1年以内における使用者の責めに帰さない故障については、無償で修理もしくは交換を行うこと。

年 月 日

茨城県立鬼怒商業高等学校長 殿

登 録 番 号
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

(担 当 者 氏 名)
(電 話 番 号)
(F A X)

同 等 品 申 請 書

下記の物品について、参考品の同等品として認めてくださるよう申請します。

○同等品申請に係る事項

案件番号	084001660016401	案件名称	遠隔授業(配信)用機材購入(鬼怒商)	
品 名	参考品(品番等)	同等品(メーカー・品番等)	承認欄	
			可・否	
			可・否	
			可・否	

- 注1 本書は、参考品以外の同等品を申請する場合に、指定の期日までに提出すること。
2 同等品として申請する物品のカatalog等を添付すること。
3 品目が多い場合は別紙とすること。

※以下は記入しないでください。

返 信

発行日： 年 月 日

申請者 殿

茨城県立鬼怒商業高等学校
担当：

上記申請について、承認欄に記載のとおりとします。

備考（否とする理由等）

紙入札（見積）方式参加承認願

1 案件名称 遠隔授業(配信)用機材購入(鬼怒商)

2 案件番号 084001660016401

3 電子入札システムによる参加ができない理由

上記案件について、茨城県電子調達システムによる電子入札に参加できないため、紙入札（見積）方式による参加の承諾をお願いします。

令和 年 月 日

（申請者）

登 録 番 号

商 号 ・ 名 称

住 所

代表者職氏名

茨城県立鬼怒商業高等学校長 殿

決定年月日	承認 本書について してよろしいか。		
	不承認		
年 月 日	課(公所)長	課長補佐	主任

物 品 売 買 契 約 書 (案)

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 品 名 | 遠隔授業(配信)用機材購入 (配信教室：第4PC室) |
| 2 | 規格(型式) | 別紙 調達品目内訳書のとおり |
| 3 | 数 量 | 一式 |
| 4 | 契 約 金 額 | 金 円 (うち消費税及び地方消費税 円) |
| 5 | 納 入 期 限 | 令和9年2月19日(金) |
| 6 | 納 入 場 所 | 茨城県立鬼怒商業高等学校 (茨城県結城市小森1513-2)
特別教室棟 2階 第4パソコン室 |
| 7 | 契 約 保 証 金 | 免除 |

買主 茨城県(以下「甲」という。)と売主 ○○○○(以下「乙」という。)とは、上記物品について、次の条件により売買契約を締結する。

(総則)

- 第1条 乙は、甲の示す仕様書に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。
- 2 乙は、仕様書又は契約条件に明示されていない事項でも、物品の納入に当然必要なものは、甲の指示によらなければならない。

(検査)

- 第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書を提出し、物品について検査を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による納品書を受理したときは、10日以内に乙の立会いを求めて検査を行わなければならない。
- 3 検査に要する費用及び検査のために変質し、消耗し、又は損傷した物品の修繕等の費用は、すべて乙の負担とする。
- 4 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

(手直し、補強、取替え又は減価納入)

- 第3条 乙は、納入する物品が不良のため、前条第2項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを手直しし、補強し、又は取り替えて検査を受けなければならない。ただし、その不良の程度が軽微で、甲が使用するのに支障がないと認めるときは、甲は、契約金額を相当額減額して、乙に納入させることができる。

(給付の完了)

- 第4条 甲は検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

(危険負担)

- 第5条 前条の引渡し前に生じた物品の亡失、毀損等の損失は、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

- 第6条 乙は、目的物が契約の内容に適合しないものであるときは、この契約を履行した日から1年間は、これを無償で手直しし、補強し、又は良品と取り替えなければならない。
- 2 乙は、甲に対して前項の不適合により生じた損害を賠償しなければならない。

(代金の支払い等)

- 第7条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

(分納)

- 第8条 乙は、甲の求めにより物品の数量を分割して納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代金を請求することができる。

(契約履行期限の延期)

- 第9条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により契約の履行期限内に物品を納入することが困難になったときは、遅滞なく、その事由及び延期日数等を記載した納入期限延期願を甲に提出しなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
- (3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。
- (4) 乙又はその代理人が、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、乙から契約金額又は未履行部分に相当する金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収することができる。

3 甲は、第1項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、これを賠償するものとする。

4 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代金を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

5 甲は、第1項又は第3項の規定により契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(履行遅延の場合の違約金)

第11条 乙は、納入期限内に物品を納入しないときは、契約金額又は未履行部分に相当する金額につき遅延日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとしその額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

2 乙は、第3条の手直し、補強又は取替えが納入期限後にわたるときは、第1項の規定に基づき遅延賠償を納めなければならない。

3 第1項の遅延賠償徴収日数の計算については、検査に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。

(談合その他不正行為による解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) 本契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 第10条第2項の規定は、前項の規定による契約の解除の場合に準用する。

(損害賠償の予定)

第13条 乙は、乙がこの契約に関して第12条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲の請求に基づき、契約金額の100分の15に相当する額を違約金(損害賠償の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙は、第1項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条の法定利率を乗じて得た額を損害賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第14条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者(暴力団等)から不当介入(不当要求又は納品等への妨害)を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第15条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書きにより、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済は、甲が茨城県財務会計オンラインシステムによる支出命令等決裁入力をした時に提供されたものとする。

(疑義の決定)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲(買主) 住 所 茨城県結城市小森1513-2
氏 名 印 茨城県立鬼怒商業高等学校長 荒井智則

乙(売主) 住 所
氏 名 印